

令和 8 年度小樽市高齢者等インフルエンザ予防接種の償還払いについて

償還払いの対象者	令和 8 年度小樽市高齢者等インフルエンザ予防接種の対象者 (1) 小樽市に住民登録があり、接種日に 6 5 歳以上の方 (2) 小樽市に住民登録があり、接種日に 6 0 歳以上 6 5 歳未満で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方 (身体障害者手帳 1 級相当の方)																				
償還払いの対象となる費用	償還払いの対象者が、令和 8 年 4 月 1 日以降、市外の医療機関や施設に入院や入所をしているなどやむを得ない事情で、市外の医療機関等で接種を希望し、小樽市が事前に医療機関等に送付した接種依頼書に基づいて、接種期間内に自己負担した高齢者等インフルエンザ予防接種の費用 令和 8 年度小樽市高齢者等インフルエンザ予防接種の接種期間 令和 8 年 9 月 2 4 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで 令和 8 年度小樽市高齢者等インフルエンザ予防接種の接種回数 1 回																				
償還払いの額	市民税非課税世帯 生活保護世帯	左記以外の方 (市民税課税世帯)																			
	自己負担した額 ただし、上限額は次のとおり <table><tr><td>接種した場合</td><td>4,018 円</td></tr><tr><td>問診のみの場合</td><td>2,013 円</td></tr></table>	接種した場合	4,018 円	問診のみの場合	2,013 円	<table><tr><td>接種した場合</td><td colspan="2">自己負担した額－1,400 円＝償還払額</td></tr><tr><td>問診のみの場合</td><td colspan="2">自己負担した額</td></tr><tr><td colspan="3">ただし、上限額は次のとおり</td></tr><tr><td>接種した場合</td><td>2,618 円</td><td></td></tr><tr><td>問診のみの場合</td><td>2,013 円</td><td></td></tr></table>		接種した場合	自己負担した額－1,400 円＝償還払額		問診のみの場合	自己負担した額		ただし、上限額は次のとおり			接種した場合	2,618 円		問診のみの場合	2,013 円
接種した場合	4,018 円																				
問診のみの場合	2,013 円																				
接種した場合	自己負担した額－1,400 円＝償還払額																				
問診のみの場合	自己負担した額																				
ただし、上限額は次のとおり																					
接種した場合	2,618 円																				
問診のみの場合	2,013 円																				
申請期限	令和 9 年 3 月 3 1 日 (期限厳守)																				
償還払い申請に必要なもの	① 医療機関が発行した領収書 (高齢者等インフルエンザ予防接種の費用であることがわかるもの・写し不可) ② 印鑑 (申請書に押印) ③ 振込先口座の通帳 (金融機関名や口座番号がわかるもの・写し可) ④ 本人確認書類 (マイナンバーカードなどの公的機関が発行したもの・写し可) または生活保護受給世帯は生活保護手帳 ※ 郵送で申請する場合は、「高齢者等予防接種費用償還払い申請書」に記入・押印の上、①③④を添付し、小樽市保健所健康増進課へ送付してください。																				

お問い合わせ

小樽市保健所 健康増進課 健康づくりグループ
 〒047-0008 小樽市築港 11 番 1 号ウイングベイ小樽 1 番街 4 階 (JR 小樽築港駅側)
 電話:0134-22-3119 FAX:0134-22-1469